

令和 6 年東郷町教育委員会 1 0 月定例会	
日時	令和 6 年 1 0 月 2 8 日（月） 午後 1 時 3 0 分 開会 午後 2 時 2 0 分 閉会
場所	東郷町役場 2 階第 4 会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 加藤 逸男 委 員 高坂 智子 委 員 山田 美登 委 員 近藤 覚
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 加藤 丈晴 学校教育課長 大竹 邦一 生涯学習課長 中川 正康 生涯学習課担当課長 成田 敏弘 給食センター所長 山本 康広
会議録作成職員	学校教育課長 大竹 邦一
会議録署名委員	中根教育長 近藤委員
教育長の報告	(1) 校長への指導事項等について
報告事項	(1) 10月校長会について（学校教育課） (2) 要保護・準要保護児童生徒数について（学校教育課）
議題	議案第31号 令和 7 年度教職員定期人事異動方針の策定について （学校教育課） 議案第32号 後援名義の使用許可について（学校教育課） 議案第33号 後援名義の使用許可について（学校教育課） 専承第 8 号 東郷町学校運営協議会委員の委嘱について（学校教育課）
傍聴者	なし

部長	定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 10 月定例会を開会します。 会議の進行につきましては、教育長からお願いします。
教育長	それでは会議を進めてまいります。 会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。 日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。 次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と近藤委員を指名したいと思いますのですが、いかがでしょうか。
委員	(全員異議なし)
教育長	異議なしとのことですので、10 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と近藤委員とさせていただきます。 次に日程第 3、教育長の報告です。
教育長	(1) 校長への指導事項等について 9 月・10 月前半は 修学旅行、野外活動、学校訪問についてお疲れさまと伝え、9/15（日）に開催した第 30 回東郷町民レガッタへの参加についても お礼を伝えました。 先生方や学校関係のクルーでの参加もしていただきましたので、そのお礼も伝えるよう依頼しました。 10 月も修学旅行、野外活動、体育大会、文化祭、運動会、遠足、球技大会など沢山の行事があるので、事故を未然に防ぎ、子どもたちの思い出に残る行事になるよう依頼しました。 また、大きな行事が沢山 行われると、先生方は身体的にも精神的にも疲れることが多いと思うので、リラックスできる時間を持ち、しっかり疲れを取って、健康管理に留意するよう、指導をお願いしました。
教育長	以上で、教育長からの報告を終わります。 質問がありましたらお願いします。
委員	(質問・意見なし)
教育長	質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第 4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	(1) 10 月校長会について ① 10 月も、各学校において、様々な教育活動を計画的に進めています。 中学校の体育大会は、10 月 3 日（木）と 7 日（月）と 2 日間にわたり、春木中にて、10 月 10 日（木）には、東郷中にて実施されました。 野外活動は、春木台小が 10 月 4・5 日、諸輪小が 10 月 10・11 日、音貝小が 10 月 3・4 日に行ってきました。 修学旅行は、東郷小が 10 月 1・2 日に、兵庫小が 10 月 9・10 日に行ってきました。東郷小は、帰路で事故渋滞に巻き込まれて帰りが遅くなったため、町民会館の駐車場にバスを止め、町民会館内で保護者への引き渡し下校

	を行いました。 東郷町の小学校部活動の球技大会が10月19日（土）に実施されました。中学校の文化祭が諸輪中は10月25日に実施されました。春木中は10月31日に実施されます。 10月26日（土）には、東郷小、諸輪小、音貝小、高嶺小で運動会を実施しました。 どの行事においても、児童生徒一人一人が成就感、達成感が味わうことができるように、学校体制で準備・運営をしています。 ② また、1学期から2学期にかけて、各校にて、学校訪問、または、講師要請校内現職教育を実施しています。各校における現職教育の在り方について、指導主事や来校者に見てもらい、指導を受けることで、教員全体の授業力の向上に努めています。 さらに、校長会として、東郷町独自の少経験者研修も実施し、2～5年目の若手教員、及び、教務主任の資質向上に、日々、努めています。 この他にも、学校ごとに、校内現職教育の充実を図っています。 ③ 教職員の9月の在校時間については、80時間超が9名で、100時間超は1人もありませんでした。引き続き、教職員の健康管理と勤務管理に努め、100時間を超える職員および希望する職員については、医師による面接指導が円滑に受けられるよう配慮していきます。
学校教育課長	(2) 要保護・準要保護児童生徒数について 「第4報告事項 (2) 要保護・準要保護児童生徒数について」説明します。資料は1ページになります。 令和6年9月25日から同年10月21日までに申請があり、認定した1件と前回報告の214件と合わせて、合計215件となりました。 新規認定1件は、新規の認定の方になります。 説明は、以上です。
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	(質問・意見なし)
教育長	質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。 議案第31号 令和7年度教職員定期人事異動方針の策定について、事務局の説明をお願いします。
参事	議案第31号 令和7年度教職員定期人事異動方針の策定について 資料2ページと3ページをご覧ください。 教職員定期人事異動は、令和7年度愛知県教育委員会の定期人事異動方針及び実施要領に基づいて実施するものです。

	方針は、適材を適所に配置し、人事の刷新を図るとともに、教育効果の向上を図ることなどです。 また、この案を提出するのは、東郷町立小中学校の教職員定期人事異動の方針を定める必要があるからです。 以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第31号について審議をお願いします。
委員	この議題は、毎年教育委員会にかけるということでよろしかったでしょうか。昨年から今年になって、何か大きな変更点がありますか。
参事	町の方針は、愛知県の方針を受けて策定しています。県の方針が昨年度から大きく変更されていないことから、町も変更はありません。
委員	愛知県教育委員会の方針にぶら下がっているということは、何か特筆すべきことがない限り、県下はみな同じ方針ということなののでしょうか。
参事	例えば30人学級のような、町独自のものとは異なります。
教育長	人事異動が行われるのは、近隣市町だけではなく、三河など一斉に行われることから、大きく捉えての方針となります。
委員	わかりました。説明の際に、変更点がない旨を予めお伝えいただけるとありがたいです。 実施要領(2)の人事異動の4に記載のある同一校内における婚姻の場合は特別に考慮するというのは、どういうことなのか教えてください。
参事	同じ学校の先生同志が結婚した場合、次年度は同じ学校のままではなく、どちらかが異動するなど人事を考慮しております。
委員	同じ学校だと都合が悪いことがあるのでしょうか。
参事	近年ですと、育児休暇を男性も取られるようになっていきますし、お子さんが病気になった際、どちらかが入れ替わりお休みしなければならない場合もある。
部長	学校という職場は先生がいなくなってしまうことが一番困ることです。人数が厳しい中で、一つの学校から2人の先生が一度にいなくなる、担任を持たれている先生であればなおさら大変なことです。担任がいなくなるということとなれば保護者の理解も必要です。そのような事態を避けるためにも、考慮されているということです。
委員	書式の話になりますが、「1 方針」の後、実施要領になっているのですが、方針の上に「目標」や「目的」、「背景」といった項目があるべきだと思います。来年度に向けて検討していただきたい。
参事	県に確認してみます。
教育長	教育長面談ということで事務所に行くことがありますので、その時に県には伝えさせていただきます。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第31号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、議案第31号については、原案のとおり可決します。

	次に、議案32号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第32号について説明させていただきます。 資料4ページをお開きください。 議案第32号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとするものでございます。 1 主催者は、東郷町シルバーフォークダンスの会 2 事業名は、第1回東郷町みんなで楽しくフォークダンス 3 実施日は、令和6年11月29日（金） 4 会場は、東郷町総合体育館 です。 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 資料5ページをお開きください。申請者の申請に基づき説明を行います。 事業の内容・目的は、楽しい雰囲気の中で踊りを通じてコミュニケーションを取り協力して踊ることで 社会性を養い また 健康増進を得ることに一役買うことも目的のひとつとしてあります とのことです。 参加対象者は どなたでも、参加予定人数は20人です。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、議案第32号について審議をお願いします。
委員	単純な質問なのですが、事業名のところに東郷町と付けてしまうと町が主催者だと捉えられないでしょうか。
学校教育課長	「東郷町の」という意味合いで使っておられると思うのですが、東郷町が実施主体でない団体が「東郷町」という名称を使ってはいけないという制限はないことから、そのまま上げさせていただいています。
委員	特にルールはないということですか。
学校教育課長	東郷町で活動をしていないという方が使われるということであれば、一般的には指摘させていただきます。東郷町にお住まいの方が多くおみえになる会だということのであれば、それを制限する必要もないかと思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 議案第32号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	（賛成3、保留1）
教育長	賛成多数ですので、議案第32号については、原案のとおり可決します。 次に、議案33号 後援名義の使用許可について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	議案第33号について説明させていただきます。 資料10ページをお開きください。

	議案第33号 後援名義の使用許可について 後援名義について、下記のとおり申請があり、事業内容が教育の振興に寄与すると認められるため、使用を許可するものとするものでございます。 1 主催者は、株式会社中広（ちゅうこう） 2 事業名は、発見 たんけん みよし市・東郷町版 小学生のためのお仕事ノート 3 実施日は、令和7年2月28日（金）から令和8年3月31日（火）まで 4 会場は、みよし市・東郷町の小学校 この案を提出するのは、後援名義の使用申請を審査するため必要があるからです。 資料11ページをお開きください。申請者の申請に基づき説明を行います。 事業の内容・目的は、みよし市・東郷町内の小学校3・4年生を対象としてキャリア教育をサポートする地域の産業・企業を紹介するB5判の副読本の発行・配布です。 参加対象者はみよし市・東郷町内の小学校3・4年生、参加予定人数は2,200人です。 説明は、以上です。 なお、この議案について事務局で審査したところ、令和3年11月、令和5年2月、令和5年11月、令和6年5月の定例会で、許可しないこととした申請と申請者・申請内容が同一であることを申し添えます。
教育長	説明が終わりましたので、議案第33号について審議をお願いします。
委員	資料もそうですが、内容は昨年からお変わりないということによかったですか。
学校教育課長	はい、申請者へは、申請内容が変わらなければ後援は難しいということをお伝えしておりますが、その上での提出となっています。
委員	広告じゃないかという見方に変わりありません。ここで許可が下りなければ、学校へ配布されることもないということですか。
学校教育課長	はい。
委員	後援を認めている自治体は、何か効果があると考えておられるのですかね。
学校教育課長	あれば、目を通すことはあろうかと思いますが、学習に繋がるものとしての効果についてはこちらでは判断しかねます。
委員	配布されれば見ることになると思うが、現場に臨まれる方からしてみると、職業探求を目的として、こういう教材もあった方がいいと感じられるのでしょうか。その部分を埋めるためという理念を申請書から読み取ったのですが、先生たちはこれを活用されるのでしょうか。
学校教育課長	学校は配布されれば、配るとは思います。先生が必要だと思えば、触れられることも有るかもしれませんが、効果の測定は不能です。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。

	議案第33号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	挙手なし
教育長	挙手ありませんので、議案第33号については、否決します。 次に、専承第8号 東郷町学校運営協議会委員の委嘱について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	専承第8号について説明させていただきます。 資料39ページをお開きください。 専承第8号 東郷町学校運営協議会委員の委嘱について 東郷町学校運営協議会委員評議員の委嘱について、下記のとおり委嘱するものとする。 委嘱する学校運営協議会委員については、40ページの名簿のとおりです。 発令日付は、令和6年7月1日です。 任期は、令和6年7月1日から令和7年3月31日までです。 この案を提出するのは、東郷町学校運営協議会規則第8条第1項の規定に基づき、教育委員会が委嘱するため必要があるからです。 なお、東郷小学校以外の学校については、令和6年4月の教育委員会で承認いただいております、年度当初は委員の選定が終わっていなかった東郷小学校のみ承認を求めるものです。 説明は、以上です。
教育長	説明が終わりましたので、専承第8号について審議をお願いします。
委員	東郷小学校だけ遅れた理由を教えてください。
教育長	4月の時点でどなたに委嘱するかについて、ご本人と学校とで調整がつかなかったためです。
委員	知り合いから、委員の選出について議題があったかとの話があったので、聞いた。承認日とのずれが大きいので、気を付けてもらいたい。
教育長	ほかに質問もないようですので、採決に入ります。 専承第8号を原案のとおり承認することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	(全員挙手)
教育長	全員賛成ですので、専承第8号については、原案のとおり承認します。 10月定例会の日程は、これですべて終了しました。 これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。

(午後2時20分終了)